

# 「チームとしての学校」の在り方について

ー連携・分担を進めるためにー

石井 悦夫

## はじめに

「チームとしての学校」という言葉が中央教育審議会や文部科学省から発信され始めたとき、教育現場からは「すでに学校運営組織の充実と地域との連携等を行ってきている。なぜ今発信なのか。」と、消極的な受け止めが少なからずあった。

すでに各学校が法令等により作成し実施している特別活動や道徳教育、学校保健計画・学校安全計画等の全体計画、さらには児童相談所等の関係機関や地域との連携など、いくつもの事例がすぐに列挙できるからであろう。

「チーム〇〇」として〇〇に学校名を当てはめて地域に表明している学校もあるが、その取り組みはすでに行っている校内の指導体制を整備して表明している学校が多く、学校単位の取り組みだけでは難しい面が見えてきている。

学級や教科指導担当の教員にとっては、日々の業務とともに新学習指導要領告示に伴う移行期対応と告示内容の研修等で忙しい現状がある。

このような中、①平成26年11月20日の初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）、②平成29年3月31日の幼稚園教育要領・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領の全部を改正する告示、③平成30年3月30日の高等学校学習指導要領の全部を改正する告示や、この告示等の公示について（通知）において、これらの授業に関わる内容の発信には「チームとしての学校」の表現はない。

しかし、平成28年12月21日の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」では、第10章「実施するために何が必要か ー学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策ー」「1.「次世代の学校・地域」創成プランとの連携」の中で創生プランの進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要があるとして、「チームとしての学校」について記載がある。

記載内容には、平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランの「チームとしての学校」実現に向けた三つの視点に沿った施策を講じて指導体制を整備することがある。

創生プランを承知した記載とし、さらに地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図り、「社会に開かれた教育課程」を推し進めるとしている。このために必要な「チームとしての学校」について、本稿では、国の動き、そして具体的な課題提示、規模の小さい校内調整から国の整備を受けつつ進めていく内容の事例提示とした。

## 1 「チームとしての学校」構築への整備

平成26年7月29日に文部科学大臣が

1. 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）

2. これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について (諮問)  
 の二点についてまとめて中央教育審議会に諮問された中に「チームとしての学校の在り方について」がある。

諮問内容には、小中一貫教育の制度化・学校段階間の連携の一層の推進・小中一貫教育など学校種を超えて指導できる力や学校現場を経験する機会の充実についての方策・チームとしての学校の力を向上させるための方策等があり、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが重要であり、教員の専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくこと、専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置すること、教員と教員以外の者

がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することが求められているとして、チームとしての学校の在り方との関連が深い諮問内容となっている。

### 1-1 平成10～19年の学校運営上の整備

平成10年の中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について (答申)」では、「学校の運営体制と責任の明確化が必要であるため、学校運営組織を見直すことが必要である。」とされ、平成16年には栄養教諭が、平成19年には副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職が設置され、各学校では、新たな職を位置付けながら校務分掌を見直した学校運営組織を構築し、言わば「チームとしての学校」としてより効率的な学校運営に努めてきた。

### 1-2 「チームとしての学校」関連の中央教育審議会・文部科学省等の各種提示内容

平成25年6月4日 閣議決定	「第2期 教育振興基本計画」 閣議決定 【成果指標】 <初等中等教育・生涯学習関係> ① 全ての学校区で学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築 ② コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
平成26年7月3日 提言	「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議 (第五次提言) コミュニティ・スクールの導入の促進により、より効果的な学校間連携を推進する。 小中一貫教育学校を制度化し、9年間で4-3-2や5-4のように弾力的に設定する。
平成26年7月29日 諮問	1. 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について (諮問) 2. これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について (諮問) 小中一貫教育の制度化・学校段階間の連携・12年及び16年課程の修了要件 チームとしての学校の力を向上させるための方策
平成26年8月29日 閣議決定	「子供の貧困対策に関する大綱」 閣議決定 学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進 学校は福祉関連機関との連携の窓口となること
平成26年11月20日 諮問	「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (諮問)」 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について諮問

<p>平成26年12月</p> <p>答申</p>	<p>「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」                  小中一貫教育と地域と共にある学校作りは親和性が極めて高く、組み合わせることで実施することが有効であり、中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある。</p>
<p>平成27年5月14日</p> <p>提言</p>	<p>「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」を、教育再生実行会議が第七次提言                  課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）へと授業を革新し、学びの質を高めその深まりを重視                  国、地方公共団体は、教師と事務職員の役割分担を見直し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学校司書、ICT支援員等の配置による「チーム学校」の実現、学校現場での教師インターン制度の検討</p>
<p>平成27年8月26日</p> <p>論点整理</p>	<p>「中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理」発表                  「学校」の意義、学習プロセス等の重要性、教科等の本質的意義、教育課程の総体的構造の可視化、アクティブ・ラーニング、指導方法の見直し、評価の三つの観点、学習指導要領等の理念を実現するための三つの側面、カリキュラム・マネジメント、チームとしての学校、義務教育学校等の視点から義務教育9年間を見通した学習指導要領の在り方等の記載</p>
<p>平成27年12月21日</p> <p>答申</p>	<p>「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」                  今後全ての学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）化に取り組み、地域住民の参画による学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備を提言し、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくための在り方について提言した。</p>
<p>平成27年12月21日</p> <p>答申</p>	<p>「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」                  「チームとしての学校」の下、学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効であると示した。                  これからの時代の教員に求められる資質能力                  ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力                  ・ アクティブ・ラーニング視点の授業改善、道徳教育、小学校外国語教育・教科化、ICT活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする対応などの新たな課題に対応できる力量                  ・ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力</p>
<p>平成27年12月21日</p> <p>答申</p>	<p>「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」                  教職員に加え、多様な人材が各々の専門性に応じて学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠であり、現状認識に基づき今後の在るべき姿としての「チームとしての学校」と、それを実現していくため</p>

		の改善方策について示したものである。実現のためには、国、教育委員会も「チームとして」取り組み、学校や校長を支援することが求められていると示している。
平成28年1月25日	策定	「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～ (文部科学省) 中央教育審議会の3つの平成27年12月21日答申の内容の具体化を強力に推進するべく策定(整備計画等)した。
平成28年5月10日	提示	文部科学大臣メッセージ「教育の強靱化に向けて」
平成28年7月	発行	「学校運営協議会」設置の手引きを発行
平成28年12月21日	答申	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を「地域学校協働活動」として推進することとし、この活動を推進する体制として従来の学校支援地域本部を「地域学校協働本部」へ発展させていくことや、地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」の育成・確保などを行うこととしている。
平成29年3月31日	公示	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」
平成29年12月22日	中間まとめ	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」
平成30年3月30日	公示	「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」

### 1-3 「論点整理」

#### 中央教育審議会 教育課程企画特別部会

諮問を受けて学習指導要領改訂に向けて各教科等の部会で答申に向けて協議されてきたが、教科等の枠を越えた議論の必要性から新設の「教育課程企画特別部会」で教育史上初めて議論がなされ、平成27年8月26日に「論点整理」としてまとめられた。

教育課程には、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されているとした。

「環境の整備」の項目においては、研修機会の確保、教職員定数の拡充、ICTなどの環境の整備、教員以外の専門スタッフも参画した「チームとしての学校」の実現、校長のリーダーシップの下「カリキュラム・マネジメント」

を核に学校の組織運営の改善・強化、「コミュニティ・スクール」や地域で支えていくことなどについても、積極的に進めていくことが重要であるとした。

さらに、義務教育としての小・中学校教育の一貫性を強化する視点など、「チームとしての学校」として進めるべき環境の整備として論点整理されている。

### 1-4 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」

平成27年12月21日に答申され「社会に開かれた教育課程」、学習プロセスの中でのアクティブ・ラーニング、「カリキュラム・マネジメント」の確立、様々な状況下にある子供たちの課題解決のための「チームとしての学校」等、論点整理の内容を受けてまとめられている。

さらに、文部科学省の学校教員統計調査（平成25年度）による授業に係る担任授業時数について、授業担任の週当たりの担任授業時数は、小学校で24.5（単位時間）、中学校で17.9（単位時間）、高等学校で15.4（単位時間）、校務分掌に係る業務も担っていると示している。

副校長・教頭は、学校内外の複雑な調整業務を中心的に担っているが、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備する「チームとしての学校」が必要であると、次のように定義している。

#### 「チームとしての学校」像

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

答申では、「チームとしての学校」を実現するため、次の3つの視点に沿って検討・転換を図っていくことが必要としている。

#### (1) チーム体制の構築

教員の得意分野を生かしたチームの機能と専門スタッフの位置づけ

#### (2) マネジメント機能の強化

国、教育委員会によるマネジメントの在り方等の検討、校長のリーダーシップが発揮できる体制、主幹教諭・事務職員の機能強化

#### (3) 教職員が力を発揮できる環境の整備

学校の組織等の見直し、人材育成や業務改善、教育委員会等による支援

## 2 「チームとしての学校」における連携・分担の課題と実践

上記(1)と(2)は機能の充実、(3)は機能の転換を指している。

### 2-1 課題……若い教員が増えている学校現場

近年の教員の大量退職を受け、初任者研修の対象者は、この10年間で約1.5倍となっている。例えば、普通学級数10のT中学校には、今年度新採用の教員が3人おり、新任者研修を受けながら学級担任もしている。教員2年目も1人など、教員の経験年数に偏りが現れている。平成23年1月31日「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の中で示された「校長の初任者教員に対する評価」には、教師としての使命感や責任感、同僚との協調性などの意識は高い。

しかし、「やや不足している」と「とても不足している」を併せると

69.6% 集団指導の力が不足

64.6% 学級づくりの力が不足

63.7% 児童・生徒指導力が不足

59.4% 学習指導・授業づくりの力が不足

などの評価結果がある。

経験年数の少ない教員が1人で奮闘するのではなく主幹教諭等のベテラン教員の協力体制や研修により、校内組織の活用力を早い時期に身に付けさせる「チームとしての学校」体制の構築は大きな課題であり、学校が持つ他の課題とともに対応する学校マネジメントが必要になってきている。

しかし、各学校の工夫だけでは初任者教員の質の高まりには時間を要するため、教育委員会が進める施策も必要である。都道府県・指定都市の24教育委員会（平成25年8月初等中等教育局教職員課調べ）では、教員志望者に「教師塾」を実施している。

また、大学の教職課程において、集団指導・学級づくり等の学びの充実を図りながら、教育職員免許法施行規則の改正に伴う学校インターンシップ（学校体験活動）への対応によって対応力を身に付けていくことも重要な視点である。

すでに学校ボランティアを可能としている市や町があるが受け入れはあまり進んではないな

い。教育委員会や学校は、通年型・分割型などの受け入れ可能な教育課程編成を進めていかなければ経験不足を補うことにはならない。

各学校の学校運営を進めるに当たっては、弱点の少ない全教職員が望ましい指導体制にあることがまず求められ、このことが「チームとしての学校」づくりの基盤になるものとする。

したがって、教職員の資質・能力は重要な視点となる。

## 2-2 不登校対応の「チームとしての学校」

文部科学省公表の平成28年度公立中学校における不登校を理由とした長期欠席者は全体の生徒数の3.1%である。

平成28年9月14日の文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定すること。さらに、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があることとしている。

学校は、学級担任を中心に対応しているが学年主任はある程度についてその対応状況を聞いていられるが学級担任に言わば任せっぱなしになってしまっているに対応には大きな差がでてくる。校内ケース会議などで案件に入れて積極的な対応が望まれる。

また、教育委員会における適応指導教室・訪問指導などの対応も効果は生徒によって様々であることから、学校配置のスクールカウンセラーをはじめ生徒に合った場や対応を家庭・生徒と相談して進めたい。

### (1) 教室に入れない生徒への対応例

不登校が全体の生徒数3.1% (33人に1人) は年間30日を超えた欠席日数であるが、

- ・遅刻や早退が多い
- ・教室に入れない

など、保健室や学校が設定した「〇〇ルーム」

に登校し昼食までの時間を過ぎて下校する生徒数は相当数に上ると見られる。この生徒たちは、登校しているが教室で教科学習等の授業を受けていないため、教員が指導者として必ず部屋に来るとは限らない状況がある。

登校するという事は、授業を中心に学校教育に深く関わることができていると考えるが、これらの生徒への関わりが薄い場合が多く、登校していながら統計に現れない不登校生徒とも言えなくもないのである。

この生徒たちへの対応は、校長のリーダーシップの下で学校マネジメントを機能させ「チームとしての学校」を推し進める必要がある。

① 「〇〇ルーム」の確保

② 「〇〇ルーム」に教員・学習支援員配置

各教員の週当たりの持ち時間は、教科担任制のため若干多めの教員と少なめの教員がおり、学級担任の役割や「〇〇ルーム」授業者とし、教育委員会派遣の学習支援員も専門スタッフとして位置づけるなどによって、時間割に正式に組む方式を取ることにより、授業時間には必ず指導する教員やスタッフが就くようにする。

来室する生徒は複数であるため、個々への対応を準備して臨むことになるが、この形態を取り入れたT中学校では、3年間教室に入れなかった生徒(複数)が一定の学力を獲得して高等学校普通科に進学でき、少ない欠席数で3年後に卒業した事例がある。

### (2) 教育委員会との連携例

平成28年12月14日には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公示され、第10条に「特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」として特例校を、さらに第12条において分教室設置を可能としている。

東京都調布市教育委員会は、平成30年度から市立〇〇中学校を不登校特例校として「分教

室」(国内で初めて)を開設した。特別なカリキュラムで運営されている。

この実施も国・都・市教員委員会の連携と分担によって成立したものである。

### 2-3 中学校図書ボランティアの協力による「チームとしての学校」

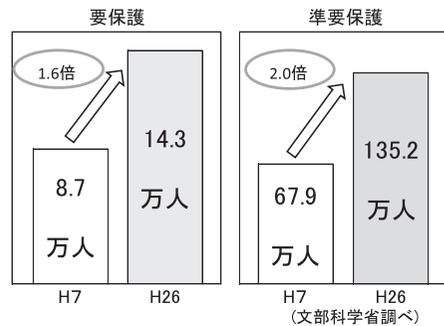
保護者・卒業生保護者の母親グループによる

- ① 図書室の本の整理
- ② 図書室内のテーブルに本の紹介
- ③ 図書室内の紹介本のポップ作成
- ④ 近隣の小学校で読み語り
- ⑤ 小学校に生徒の読み語り活動・指導
- ⑥ 全校集会時に、本の紹介
- ⑦ 廊下設置の本棚に紹介の本設置

これらの活動は、①から始まり、図書室担当教員と協議して②③に発展。④を校長から「ぜひ、生徒にやらせてほしい」と依頼。⑤を年数回実現。(小学校には徒歩5分程度の距離なので、1時限目の授業が始まる前に小学校低学年に読み語りして登校)



要保護及び準要保護の児童生徒数



平成26年度の全国の児童生徒数に対する要保護・準要保護児童生徒数の割合は、20.1%で5人に1人である。それぞれ対象年齢と算定方法に違いがあり、対象の児童生徒の重なりがどの程度なのかが明らかではないが深刻な家庭が多い数値である。

地域による違いもあり、これを見極めた対応が必要となる。

また、全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究などにより、所得等の経済的背景と学力との間には明らかな相関関係が見られている。さらに、該当児童生徒への学習支援を行っている指導者も同様の相関関係やひとり親家庭が多いなどの特徴を承知している。

### 2-4 生活困窮家庭の児童生徒への「チームとしての学校」の支援策

#### (1) 生活困窮家庭の児童生徒数

厚生労働省『国民生活基礎調査の概況』には、平成27年の貧困線（等価可処分所得いわゆる手取り収入の中央値の半分）は122万円で、これに満たない世帯（相対的貧困）における「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.9%で、7人に1人と公表されている。

一方、設置者である教育委員会が実施している就学援助は、要保護家庭（生活保護家庭）とこれに準ずる準要保護家庭を対象としており、文部科学省が中央教育審議会の各部会資料で次の表を示している。

#### (2) 国の施策

平成25年成立「生活困窮者自立支援法」には

- ・市及び福祉事務所は、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図ること
- ・市等の支弁による生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業ができることを定めた。

平成25年6月26日の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には

- ・生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために子どもの貧困対策を推進する
- ・子どもの貧困対策に関する大綱を定める

・国及び地方公共団体は、就学援助、学資援助、学習支援その他貧困状況にある子どもの教育に関する支援のための施策を講ずるなどを定めた。

平成26年8月29日の「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」の重点施策として

- ・教育の支援では、「学校」を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する
- ・学校による学力保障
- ・学校を窓口とした福祉関連機関等との連携などが示されている。

平成27年3月27日には、厚生労働省から「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」があった。平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法が間近にあることから通知内容には確認の意味合いがあった。

### (3) 国の施策を受けた「チームとしての学校」

「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」には、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を具体的な対象者として、学習支援事業の実施についても示されている。

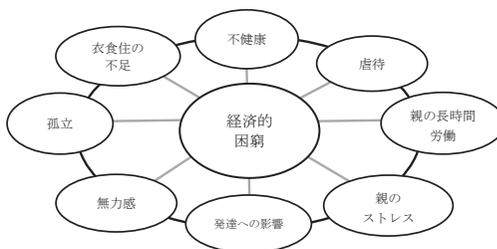
これについては、第42号「子供の貧困対策における本学学生のボランティア活動」において実践例を記載しているが、学習支援とともに心の安定を図る指導者との交流機会を含めて効果を上げている。しかし、学校が上記の該当児童生徒についてのみを対象とすることは難しいため、連携・協力者として市や町が実施主体となるなどの運営の工夫が必要となる。

対象は、全校生徒となるが学校が行う放課後補習も一つの対応として評価できるものである。

また、“学校をプラットフォームに位置づける”とは、各校が独自に行うことになると限られた範囲の対応となるため、市や町の教育委員会がプラットフォーム化への手順や例を示し、貧困の世代間連鎖の解消と人材育成に繋がるよ

う市や町の福祉部門との連携を進めて土台を作らなければならない。

そのためには、下図の状況があることを承知して「子供の貧困対策の推進に関する法律」第4条にある、地方公共団体は子供の貧困対策に関し当該地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとの内容をしっかりと受け止めて推し進める必要がある。



### 3 まとめ

例えば、道徳教育等の全体計画は、毎年担当教員から職員会議で提案後に承認されるが、果たしてこの中にある各教科・領域の各単元ではどのように道徳項目を取り込んで具体的な指導に結びつけているかなど、いわゆる教育課程の編成・実施・評価・改善のPDCAであるカリキュラムマネジメントを進める校長のリーダーシップが必要である。

このように校内でしっかり進めておくべき「チームとしての学校」と、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える「チームとしての学校」など様々のチームの在り方があるが、国・教育委員会の取り組みと連携によっても進められる。

子供をめぐる課題には、中央教育審議会での各参考資料に15年～21年前との比較が載せられている。

- ・不登校児童生徒の割合
- ・学校内での暴力行為件数
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒数
- ・通級による指導を受けている児童生徒数
- ・特別支援学級や特別支援学校に在籍する

児童生徒数

・要保護及び準要保護の児童生徒数

など、1.5倍～28.3倍と大きく違いはあるが全て増加傾向にある。各学校の実態に合わせて学校研究テーマとして進めることもあれば、教育委員会主導の進め方もある。

文部科学省は、「社会に開かれた教育課程」実現のために地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が一体的に機能する「チームとしての学校」を全ての学校が取り組めるように準備を進めるため、省内に「学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム」を設置するなど、力を入れている。

例えば、中学校が行っている職場体験学習は、該当学年の教員が体験先に依頼している。また、ボランティア活動の案内があれば校務分掌の担当教員が全校に紹介するなど、非効率な対応をしている学校が多い。

これを、従来の学校支援本部に依頼してきた学校もあるが、今後は地域学校協働活動の一環としてコミュニティ・スクールでの協議で体験先や活動回数を検討し、「地域学校協働本部」が依頼したり協働していく。また、その他の学校行事や授業の支援者の要請などが考えられる。従来はPTA組織に依頼していたことも「地域学校協働本部」に移行していくことも考えられる。

「地域学校協働本部」へ発展させていくためには地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター・総括コーディネーター」の育成・確保などを行うこととしているが、地域の既存組織であっても担い手が減少傾向にあるため、どのように組織を作っていくのかは課題である。

いつの時代でも家庭・地域への発信は大切だが、学校からの発信にはホームページ・校長室だより・学年だより・学級だより・保健室だよりなどがあり、必ず発信しなければならない規程はない。しかし、PTA新聞も含め学校からの発信には機能していく「チームとしての学校」

を表現し、いかに地域・家庭と教育の共有化をしていくかが大切である。

---

## 【引用・参考文献】

- 1) 文部科学省「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（諮問）」平成26年7月29日
- 2) 文部科学省「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について（諮問）」平成26年7月29日
- 3) 中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」平成26年12月
- 4) 「中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理」平成27年8月26日
- 5) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」平成27年12月21日
- 6) 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」平成27年12月21日
- 7) 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」平成27年12月21日
- 8) 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」平成23年1月31日
- 9) 文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～ 公表 平成28年1月25日
- 10) 文部科学大臣メッセージ「教育の強靱化に向けて」平成28年5月10日

- 11) 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (中間まとめ)」平成29年12月22日
- 12) 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」平成28年9月14日
- 13) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」平成28年12月14日
- 14) 国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」平成26年3月28日
- 15) 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申) 平成28年12月21日